

一時休業協定

株式会社ブレイン工業とブレイン労働組合とは、一時休業の実施に関し、次のとおり協定する。

記

1. 休業の時期、日数

(1) 休業は次の期間に○日間実施する

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

(2) 休業日は、次のとおりとする。

○月○日、○月○日、○月○日、○月○日

2. 休業の対象者

(1) 休業の対象者は、次のとおりとする。

①製造部に所属するもの（ただし、機械設備の保全担当者は除く）

②物流課配送係に所属するもの

(2) 休業日の休業人数はおおむね○人とする。

3. 休業手当の支払

(1) 休業日に、次の基準により算定した休業手当を支払うものとする。

休業手当＝平均賃金×80%

(2) 休業手当は、給与支払日に払う。

4. 付則

この協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

平成○年○月○日

株式会社ブレイン工業

取締役社長 ○○ ○○

ブレイン労働組合

執行委員長 ○○ ○○